

## 九州発貨物の集約拠点化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が有する物流基盤の更なる活用及び物流の活性化を促進するため、予算の範囲内で九州発貨物を北九州市に集積する取組に要する経費の一部を補助することにより、もって本市の集約拠点化を推進することを目的とする。補助金の交付に関しては、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者をいう。
- (2) 「農産物」とは、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項並びに食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第2号及び別表第2において農産物として規定されるもので、その産地が九州内であるものをいう。
- (3) 「市内定期航路」とは、北九州市内の港を発着する定期フェリー航路をいう。
- (4) 「集約拠点施設」とは、貨物運送において、複数の輸送元からの貨物を集約する機能を有する北九州市内の倉庫等の施設をいう。
- (5) 「首都圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項及び首都圏整備法施行令（昭和32年政令第333号）第1条に規定する地域をいう。
- (6) 「関西圏」とは、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する地域をいう。
- (7) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (8) 「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 運送事業者であること。
- (2) 暴力団でないこと。また、法人の場合にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。

(4) 自らの事業活動について、暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

(補助事業の要件及び補助対象経費と補助率)

第4条 補助金の交付対象となる補助事業、補助対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 市長は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、当該補助金の交付対象となる経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」とする。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の実施前に、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請の内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付申請者に対し、別に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金交付申請者に対し、別に定める補助金不交付決定通知書により、その理由を付して通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知書を受けたのち、補助事業の内容を変更するときは、速やかに別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、別に定める補助金交付変更決定通知書により通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合に準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その翌日から起算して20日以内又は当該年度3月末日までのいずれか早い日までに、別に定める実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条に規定する通知を受け、補助金を請求するときは、別に定める補助金請求書に関係書類を添えて、当該年度3月末日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金の請求を受けたときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する補助金の交付対象者、第4条に規定する補助事業の要件及び補助対象経費に該当しないことが明らかになったとき

(2) 補助事業者が第8条及び第10条に規定する手続を期限内に行わないとき

(3) 第8条及び第9条に規定する審査において、不相当と認められたとき

(4) 第14条第2項の規定に基づく指導に補助事業者が従わないとき

(5) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(6) その他市長が不相当と認める事由が発生したとき

2 前項の規定は、第9条に定める補助金の額の確定を行ったのちにおいても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書又は補助金交付決定一部取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したことにより生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止するときは、速やかに別に定める補助金交付申請取下げ書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第6条第1項に定める補助金の交付決定を行った後に、前項の規定による申請の取下げがなされたときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(返還命令)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合ときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、返還命令を行うときは、別に定める補助金返還命令書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の状況報告及び指導)

第14条 市長は、補助事業者に対し、申請書等の記載に係る事項、補助事業の実施状況に係る事項その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(関係法令の遵守)

第15条 補助事業者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助事業の要件	補助対象となる経費	令和6年度補助率
<p>次の各号の全てに該当する輸送であること</p> <p>(1) 農産物の輸送であること</p> <p>(2) 輸送先が首都圏又は関西圏であること</p> <p>(3) 輸送の過程において、北九州中央卸売市場（その近辺の代替施設も含む）の集約拠点施設を使用し、その際に複数の輸送元からの貨物を集約すること</p> <p>(4) 北九州市内から首都圏又は関西圏への輸送にあたり、市内定期航路を利用すること</p> <p>(5) これまで九州発首都圏又は関西圏着で陸送等をしていたものを、新たに市内定期航路を利用した輸送に転換していること</p>	<p>北九州市内から首都圏又は関西圏への輸送にあたり、市内定期航路を利用するのに要した経費</p>	<p>補助対象経費の2割5分</p> <p>（ただし、補助金額の算定にあたり、補助率を乗じて得られる金額の千円未満については切捨てとする）</p>